

日本建機レンタル総合補償制度

▶ 年中いつでも加入が可能です。

のご案内



新制度
取引あんしん補償制度が
追加されました

NEW

<p>メニュー 1 総合賠償制度</p> <p>第三者への賠償事故をカバー</p>	<p>メニュー 2 業務中災害補償制度</p> <p>従業員の皆さまの業務中の災害をカバー</p>	<p>メニュー 3 動産総合保険制度</p> <p>自社所有のリース・レンタル機械の損害をカバー</p>	<p>メニュー 4 ダブルリース保険制度</p> <p>他社より借り入れたリース・レンタル機械の損害をカバー</p>	<p>メニュー 5 取引あんしん補償制度</p> <p>取引先の倒産による回収不能や入金遅延をカバー</p>
--	--	---	---	---

メニュー名称	保険期間	加入方法
<p>×メニュー①:総合賠償制度 ×メニュー②:業務中災害補償制度 ×メニュー⑤:取引あんしん補償制度</p>	<p>新規・継続 1年加入 2024年4月1日午後4時から 2025年4月1日午後4時</p> <p>新規 短期加入 着金月の翌月1日午前0時から 2025年4月1日午後4時</p>	<p>2024年3月4日(月) 申込締切</p> <p>毎月15日申込締切</p> <p>パンフレットにて保険料をご確認いただき、別紙加入依頼書をご提出ください。</p>
<p>×メニュー③:動産総合保険制度 ×メニュー④:ダブルリース保険制度</p>	<p>会員ごとに任意で設定</p>	<p>見積り依頼書にて保険料をご確認ください。</p>

※メニュー①総合賠償制度・メニュー②業務中災害補償制度につきましては毎月15日までの受付分については翌月1日から2025年4月1日までの保険期間となります。

日本建設機械レンタル協会推奨制度です！

日本建機レンタル総合補償制度の特長と概要

概要

メニュー

1

総合賠償制度



回送車が入れない現場へバックホーを自走させて搬入する際、民家の塀に接触し破損させた。



ユーザーが高所作業車の上から工具を落とし、通行人にケガをさせた。



ユーザーの従業員が操縦していたリース工作車が転落し、同乗していたオペレーターが死亡してしまった。

メニュー

2

業務中災害補償制度



業務に関する事故。リース機械の積み下ろし作業中、機械が横転し下敷きになってしまった。



オペレーションに関する事故。オペレーション作業中に、機械が転落してケガをした。



業務中の偶然な事故によるケガなどで貴社および役員が損害賠償責任を負った。

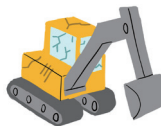
メニュー

3

動産総合保険制度



保管場所から建設機械が盗難された。



建設機械の操作を誤って壁に接触し破損した。



風災によって建設機械が破損した。

メニュー

4

ダブルリース補償制度



他社から借り入れている建設機械が保管中に盗難された。



他社から借り入れている建設機械が又貸し中に火災により破損した。



他社から借り入れている建設機械が又貸し中に風災により破損した。

メニュー

5

取引あんしん補償制度 (事業活動総合保険)

NEW



取引先から、支払期日を1か月経過しても売掛金が支払われなかった。



取引先が、業績不振で倒産したことにより、売掛金が回収不能になった。



取引先が、仮差押命令を受けたことで売掛金が回収不能になった。

貴社を取り巻くリスクに合わせて、必要な補償をご選択ください
(1つのメニューのみのご加入もOK!)

特長

- 日本建機レンタル協会員(正会員)のみが加入できる制度です。
- 保険料は、全額損金処理できます。*今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。
- 年中いつでも加入することができます。(メニュー①、②は毎月1日からの中途加入となります。)
- 団体スケールメリットを活かしたお得でワイドな補償!
- 日本建機レンタル協会取扱代理店による徹底したフォローが受けられます。

第三者への賠償事故を補償します。

P.3へ

- オペレーションミス担保特約により、オペレーターならびにユーザーによる第三者賠償事故を補償。
- ユーザー担保特約では、さらに、交差責任担保特約、対人賠償見舞金担保特約に加え、同僚間災害、搭乗者災害を補償。

従業員の皆さまの業務中の労災事故を補償します。

P.11へ

- 政府労災の認定を待たずに保険金をお支払いします。
- 従業員の人数による保険料計算により、建機売上の売上高などに左右されない合理的な保険料を実現
- 使用者賠償責任や不当解雇・ハラスメントに起因する損害賠償責任に対する補償も任意で選択可能!

自社所有のリース・レンタル機械の損害を補償します。

P.15へ

- 盗難・破損・火災・風災・水災など偶然な事故を補償!
- 自社保管中・輸送中+ユーザー貸出中の事故までも補償!

他社より借り入れたリース・レンタル機械の損害を補償します。

P.17へ

- メニュー①に加え、他社から借り入れたリース・レンタル機械の損害を補償します。
- 自社保管中・輸送中+ユーザー貸出中の事故までも補償します。

取引先の倒産・入金遅延による損失を補償します。

P.18へ

- お取引先の貸倒れリスクを自動的に補償。急な取引開始にも対応!
- 加入手続きが簡単!面倒な取引先明細の作成や審査は不要!
- お取引の倒産だけでなく、1ヶ月を経過する入金遅延が発生した場合も保険金の対象となります。

加入方法について

p.21へ

事故にあわれたら

p.25へ

1 総合補償制度の概要

リース賠償は、建設機械器具を主たる目的としたリース・レンタル機械を対象とし、(一社)日本建設機械レンタル協会の会員が業務の遂行中および終了後の偶然な事故によって、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を総合的に補償する制度であり、『基本プラン』とユーザーの建機使用中の事故等を対象とする『オペレーションミス担保特約』、『ユーザー担保特約』からなっています。

2 加入ケースごとの補償範囲

各特約の組合わせにより補償される内容が異なります。



本来の業務遂行に伴う責任

従業員が積み込み作業中に誤って荷崩れをおこし、通行人にケガをさせた。



オペレーター・ユーザーの 建機使用中の責任

ユーザーがタワークレーンの操作を誤り、隣接民家を破損させた。



ユーザー・下請間の交差責任 同僚間災害・搭乗者災害

ユーザーの従業員が操縦していた工作車が転落し、同乗していたオペレーターがケガをしてしまった。

ケース1 基本プランのみ p.4

ケース2 基本プラン+オペレーションミス担保特約 p.5

ケース3 基本プラン+ユーザー担保特約 p.7

※ケース2、ケース3はパンフレット掲載外のプランもご用意しております。保険料等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

3 本制度の対象となるリース・レンタル機械・器具

◎対象となる機械・器具

固定式機械器具	その他器具機材	工作車(ナンバー付き含む)	
コンプレッサー 発電機 溶接機 ランマー 水中ポンプ 投光機 ジェットヒーター その他	仮設ハウス類 仮設トイレ 機材 足場仮設 自転車 その他	掘削機 キャリア 高所作業車 ローラー 自走式草刈機 クローラークレーン グレーダー フォークリフト	ホイールローダー ローラー クレーン ユニック付車両 散水車 バックホー その他

×対象とならない機械・器具(例)

非工作車
乗用車 ライトバン トラック ダブルキャブ ダンプカー オートバイ等 バス・トレーラー等

※登録ナンバー付非工作車(単に人や荷物を運ぶ目的で運行される車両)は、この賠償制度の対象には含まれません。

4 お支払いする保険金について

お支払いする保険金は以下のとおりです。

(基本プラン+オペレーションミス担保特約。ユーザー担保特約の対人賠償見舞金担保特約部分は8ページをご覧ください。)

(1) 法律上の損害賠償金

- ① 身体賠償事故の場合:治療費、休業損失、慰謝料など
- ② 財物賠償事故の場合:修理費、再調達費など(※)

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

(※)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

5 具体的な補償内容・保険料について (ケース1の場合)

ケース1 基本プラン

【基本プランにおける被保険者(保険の対象となる方)】

- ①会員業者(記名被保険者)、②会員業者の役員および使用人、③会員業者の下請負人、④会員業者の下請負人の役員および使用人、⑤リース・レンタル業者、⑥リース・レンタル業者の役員・使用人、⑦リース・レンタル業者の下請負人、⑧リース・レンタル業者の下請負人の役員および使用人
 ※②～⑧は、会員業者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

＼ 本来の業務遂行に伴う責任をカバーします! ／

基本プランの概要

(被保険者は会員業者およびそのリース・レンタル業者の下請負人(使用人を含みます。))

- 被保険者がリース・レンタル業の日常業務の遂行に伴い(リース・レンタル業以外の建設工事業等の業務は含みません。)他人(ユーザーを含みます。)の身体・財物に対し損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金から自己負担額を控除した額を保険金額の範囲内でお支払いします。
- 自社が所有するリース・レンタル機械器具の他に、同業他社から借入れてダブルリース・レンタルする機械器具も対象に含まれます。
- 登録ナンバーを有する自走式工作車(ダンプカートトラック等の非工作車は除きます。)を含むすべてのリース・レンタル機械器具が補償の対象となります。
 ただし、登録ナンバー付き自走式工作車については自賠責保険・自動車保険の適用が優先されます。
 ※この基本プランは被保険者に法律上の責任がなければ保険金のお支払いの対象になりません(賠償責任が発生しない場合の見舞金等)。
 ※登録ナンバー付き自走式工作車には自賠責保険が強制加入となっております(自賠法第5条ならび第12条)。

対象となる主な事故

- ①リース・レンタル機械器具の整備、点検ミスによって生じた事故
 ②リース・レンタル機械器具の積み込み、積卸し中のミスによって生じた事故
 ③自社敷地内の工場、事務所、倉庫、門型クレーン、天井クレーンなどの管理ミスならびに、リース・レンタル機械器具の使用、保管中のミスによって生じた事故
 ④リース機械器具の工事現場等からの回収業務上のミスによって生じた事故
 ⑤建設機械器具のリースアップ物件の販売業者としてのPL責任
 ⑥会員による仮設資材の組立、解体作業中のミスによって生じた事故(G～Lコースに加入の方のみ)
 ※メーカー責任(PL責任)による事故に対しても、この賠償制度が代行払いし、後日メーカーに対して代位求償権を行使します。



クレーン車のワイヤーの疲労が原因で折損し資材が落下、ユーザーの従業員がケガをした。



従業員が積み込み作業中に誤って荷崩れをおこし、通行人にケガをさせた。



回送車が入れない現場へバックホーを自走させて搬入する際、民家の塀に接触し破損させた。(注)



自社看板が突風で飛ばされて通行人にあたり負傷させた。

(注)特定の現場から他の現場へ単に公道を横断する場合や、公道そのものが工事現場でやむを得ずその現場に隣接する公道を一時的に使用する場合、または、受渡し・回収業務で公道を一時的に使用する場合でかつ下記のいずれかに該当するものについてのみ対象となります。

イ.役所または警察へ所定の届出をし、使用許可を得たもの。

ロ.リース・レンタル物件に運転者以外の補助者を2名配備し、十分な安全対策が図られている場合。(補助者は、会員の使用人にかぎられません。)

ケース1 基本プランの保険料

(保険期間 1年、一括払)

■仮設資材の組み立て解体作業を行わない会員の加入コースおよび保険料

加入コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
保険金額	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	5,000万円 1.5億円 500万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1億円 3億円 1,000万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1.5億円 4.5億円 2,000万円
※生産物賠償責任保険は、期間通算で1事故の保険金額がお支払い限度額になります。						
自己負担額(免責金額)	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円
年間保険料	9万円	10万円	11万円	14万円	15万円	18万円

■仮設資材の組み立て解体作業を行う会員の加入コースおよび保険料

加入コース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース
保険金額	Aコースと同じ	Bコースと同じ	Cコースと同じ	Dコースと同じ	Eコースと同じ	Fコースと同じ
自己負担額(免責金額)	Aコースと同じ	Bコースと同じ	Cコースと同じ	Dコースと同じ	Eコースと同じ	Fコースと同じ
年間保険料	14万円	16万円	17万円	22万円	23万円	28万円

複数店舗を運営している場合	上記に加え、2店舗以上1店舗につき追加保険料1万円 ※店舗とは、リース・レンタル業務に使用する事務所等の施設で、かつ、従業員が常駐している施設を指し、支店・営業所等の名称の如何を問いません。
---------------	--

5 具体的な補償内容・保険料について (ケース2の場合)

ケース2 基本プラン+オペレーションミス担保特約

【オペレーションミス担保特約における被保険者(保険の対象となる方)】

①会員業者(記名被保険者)が派遣するオペレーター、②ユーザー、③ユーザーの役員および使用人、④ユーザーの下請負人、⑤ユーザーの下請負人の役員および使用人、⑥会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者、⑦会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の役員および使用人、⑧会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人、⑨会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人の役員および使用人

※①～⑨は、会員業者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

自走式機械以外も広く対象です!

概要

(被保険者は会員のオペレーターならびにユーザー)

●すべてのリース・レンタル機械器具(レンタカー・トラック等の非工作車両を除きます。)を補償の対象として、会員のオペレーターならびにユーザーが請負作業・請負工事中にリース・レンタル機械器具の操作、操縦、使用上のミスにより第三者の身体・財物に対し損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金から自己負担額を控除した額を保険金額の範囲内でお支払いします。

※本契約に関わる事故が発生した場合には、**第一原則としてユーザーが付保している請負賠償責任保険等を優先し**、その上乗せとしてこの契約を適用させていただきます。

※**登録ナンバー付自走式工作車については自賠責保険・自動車保険の適用が優先されます。**

※自社が所有するリース・レンタル機械器具の他に、同業他社から借り入れてダブルリース・レンタルする機械器具も補償の対象に含まれます。

※被保険者に法律上の責任がなければ保険金のお支払いの対象になりません。(賠償責任が発生しない場合の見舞金等)

対象となる主な事故

- ①会員のオペレーターのリース・レンタル機械器具の操作、操縦、使用上のミスによって生じた事故
- ②ユーザー(下請業者等を含みます。)のリース・レンタル機械器具の操作、操縦、使用上のミスによって生じた事故
- ③高所作業車(作業機械)の操作、操縦、使用上のミスによって生じた事故以外に、作業中に高所作業台から工具や資材等を落下させたことによって生じた対人・対物事故など



ユーザーが接続したブローカーのホースが外れ、ホースの先端部が通行人にあたりケガをさせた。



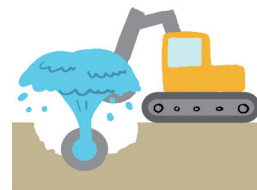
ユーザーが高所作業車の上から工具を落とし、通行人にケガをさせた。



ユーザーの下請負人がランマーで整地中、操作を誤り、隣接民家の玄関タイルを破損させた。



ユーザーがタワークレーンの操作を誤り、隣接民家を破損させた。



ユーザーが舗装工事中バックホーの操作を誤り、水道管を破損させた。

この保険契約の保険料(オペレーションミス担保特約)を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における年間賃貸売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

自己負担額(免責金額)について…身体賠償・財物賠償の事故が同時に発生した場合は、身体賠償・財物賠償それぞれに自己負担額(免責金額)が適用されます。

※「オペレーションミス担保特約」における、年間賃貸売上高が25億を超える場合の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

※「基本プラン+オペレーションミス担保特約(対人のみ限定補償)」 「基本プラン+オペレーションミス担保特約(交差責任担保特約の補償追加)」の特別プランもご用意しております。保険料等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

① 基本プランの保険料

■仮設資材の組み立て解体作業を行わない会員の加入コースおよび保険料						
加入コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
保険金額	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	5,000万円 1.5億円 500万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1億円 3億円 1,000万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1.5億円 4.5億円 2,000万円
※生産物賠償責任保険は、期間通算で1事故の保険金額がお支払い限度額になります。						
自己負担額(免責金額)	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円
年間保険料	9万円	10万円	11万円	14万円	15万円	18万円
■仮設資材の組み立て解体作業を行う会員の加入コースおよび保険料						
加入コース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース
保険金額	Aコースと同じ	Bコースと同じ	Cコースと同じ	Dコースと同じ	Eコースと同じ	Fコースと同じ
自己負担額(免責金額)	Aコースと同じ	Bコースと同じ	Cコースと同じ	Dコースと同じ	Eコースと同じ	Fコースと同じ
年間保険料	14万円	16万円	17万円	22万円	23万円	28万円

複数店舗を 運営している場合	上記に加え、2店舗以上1店舗につき追加保険料1万円 ※店舗とは、リース・レンタル業務に使用する事務所等の施設で、かつ、従業員が常駐している施設を指し、支店・営業所等の名称の如何を問いません。
-------------------	--

② オペレーションミス担保特約の保険料

加入コース	基本プランが A・B・G・Hコースの場合		基本プランが C・D・I・Jコースの場合		基本プランが E・F・K・Lコースの場合		
保険金額	基本プランA・B・G・Hコースと同じ		基本プランC・D・I・Jコースと同じ		基本プランE・F・K・Lコースと同じ		
自己負担額(免責金額)	30万円	20万円	30万円	20万円	30万円	20万円	
年間賃貸売上高	～1億円	9万円	11万円	10万円	12万円	13万円	16万円
	～2億円	10万円	12万円	12万円	16万円	14万円	19万円
	～3億円	11万円	14万円	15万円	19万円	19万円	23万円
	～4億円	14万円	16万円	18万円	23万円	22万円	29万円
	～5億円	16万円	20万円	22万円	27万円	26万円	33万円
	～6億円	18万円	22万円	25万円	32万円	30万円	38万円
	～7億円	21万円	24万円	27万円	35万円	34万円	42万円
	～8億円	23万円	27万円	31万円	39万円	38万円	47万円
	～9億円	24万円	29万円	33万円	42万円	41万円	51万円
	～10億円	27万円	32万円	36万円	46万円	44万円	56万円
	～11億円	29万円	34万円	38万円	49万円	47万円	59万円
	～12億円	30万円	35万円	40万円	52万円	50万円	62万円
	～13億円	32万円	37万円	43万円	54万円	52万円	66万円
	～14億円	34万円	40万円	45万円	58万円	56万円	70万円
	～15億円	35万円	41万円	47万円	60万円	58万円	74万円
	～16億円	38万円	43万円	50万円	63万円	61万円	77万円
	～17億円	39万円	45万円	52万円	66万円	64万円	80万円
	～18億円	40万円	47万円	54万円	69万円	67万円	84万円
	～19億円	42万円	49万円	57万円	72万円	69万円	87万円
	～20億円	43万円	51万円	59万円	75万円	73万円	91万円
～21億円	45万円	53万円	60万円	77万円	74万円	94万円	
～22億円	46万円	54万円	62万円	79万円	76万円	96万円	
～23億円	47万円	55万円	64万円	81万円	78万円	99万円	
～24億円	49万円	57万円	66万円	83万円	81万円	102万円	
～25億円	51万円	59万円	67万円	86万円	83万円	104万円	

5 具体的な補償内容・保険料について (ケース3の場合)

ケース3 基本プラン+ユーザー担保特約

・請負業者賠償責任保険(交差責任担保追加条項)
・生産物災害補償追加条項 ・Uガード追加条項

【ユーザー担保特約における被保険者(保険の対象となる方)】

①会員業者(記名被保険者)が派遣するオペレーター、②ユーザー、③ユーザーの役員および使用人、④ユーザーの下請負人、⑤ユーザーの下請負人の役員および使用人、⑥会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者、⑦会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の役員および使用人、⑧会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人、⑨会員業者からリース・レンタル物件の使用につき許諾を与えられた者の下請負人の役員および使用人

※①～⑨は、会員業者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

**ユーザー担保特約は、オペレーションミス担保特約に交差責任担保特約・対人賠償見舞費用保険金
ならびに同僚間災害補償・搭乗者災害補償を加えたワイドな補償制度です。**

概要

(被保険者は会員のオペレーターならびにユーザー)

●すべてのリース・レンタル機械器具(レンタカー・トラック等の非工作車両を除きます。)を補償の対象として、会員オペレーターならびにユーザーが請負作業・請負工事中にリース・レンタル機械器具の操作・操縦・使用上のミスにより、下請負人を含む第三者の身体・財物に対し損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金から自己負担額を控除した額を保険金額の範囲内でお支払いします。更に、人身事故の度合いによって、所定の対人賠償見舞費用保険金(P8参照)をお支払いします。また、基本プラン、オペレーションミス担保特約では対象にならない従業員同士の同僚間災害や、工作車搭乗中オペレーターの搭乗者災害に対して、所定の保険金(P8参照)をお支払いします。

※この特約に係わる事故が発生した場合には、**第一原則としてユーザーが付保している請負賠償責任保険・労災保険を優先し**、その上乗せとしてこの特約を適用させていただきます。

※登録ナンバー付自走式工作車については、**自賠責保険・自動車保険の適用が優先されます。**

※自社が所有するリース・レンタル機械器具の他に、同業他社から借り入れてダブルリース・レンタルする機械器具も補償の対象に含まれます。

※被保険者に法律上の責任がなければ保険金のお支払いの対象になりません。(賠償責任が発生しない場合の見舞金等)

対象となる主な事故

- ①会員オペレーターのリース・レンタル機械器具の操作・操縦・使用上のミスによって生じた事故
- ②ユーザー(下請業者等を含みます。)のリース・レンタル機械器具の操作・操縦・使用上のミスによって生じた事故
- ③高所作業車(作業機械)の操作・操縦・使用上のミスによって生じた事故以外に、作業中に高所作業台から工具や資材を落下させたことによって生じた対人・対物事故
- ④交差責任担保特約によって、工事現場内におけるユーザーと元請負人・下請負人等の相互間を第三者とみなします。
- ⑤上記①～④が適用される人身事故については、事故の度合いによって対人賠償見舞金担保特約(生産物災害補償追加条項)を適用します。
- ⑥上記①～④が適用されない従業員同士の同僚間災害(人身)については同僚間災害補償を適用します。
- ⑦工作車ならびに高所作業車(作業機械)の作業台に搭乗中のオペレーターや搭乗者が傷害を被った場合は、搭乗者災害補償を適用します(ただし、一被災者に対し、上記⑥との重複払いは行いません)。



ユーザー従業員が誤ってリース物件により同じ会社の従業員に重傷を負わせてしまった。



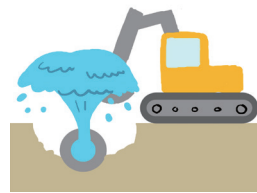
ユーザーの従業員が操縦していた工作車が転落し、同乗していたオペレーターがケガをした。



ユーザーの下請負人がランマーで整地中、操作を誤り、隣接民家の玄関タイルを破損させた。



ユーザーがタワークレーンの操作を誤り、隣接民家を破損させた。



ユーザーが舗装工事中バックホーの操作を誤り、水道管を破損させた。

この保険契約の保険料(ユーザー担保特約)を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における年間賃貸売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありませぬ。

自己負担額(免責金額)について…身体賠償・財物賠償の事故が同時に発生した場合は、身体賠償・財物賠償それぞれに自己負担額(免責金額)が適用されます。

※「ユーザー担保特約」における、年間賃貸売上高が25億を超える場合の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

※「基本プラン+ユーザー担保特約(通院補償追加)」の特別プランもご用意しております。保険料等につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

① 基本プランの保険料

■仮設資材の組み立て解体作業を行わない会員の加入コースおよび保険料						
加入コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース
保険金額	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	5,000万円 1.5億円 500万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1億円 3億円 1,000万円	対人賠償1名 1事故 対物賠償1事故	1.5億円 4.5億円 2,000万円
※生産物賠償責任保険は、期間通算で1事故の保険金額がお支払い限度額になります。						
自己負担額(免責金額)	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円
年間保険料	9万円	10万円	11万円	14万円	15万円	18万円
■仮設資材の組み立て解体作業を行う会員の加入コースおよび保険料						
加入コース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース
保険金額 自己負担額(免責金額)	Aコースと同じ	Bコースと同じ	Cコースと同じ	Dコースと同じ	Eコースと同じ	Fコースと同じ
年間保険料	14万円	16万円	17万円	22万円	23万円	28万円

複数店舗を 運営している場合	<p>上記に加え、2店舗以上1店舗につき追加保険料1万円</p> <p>※店舗とは、リース・レンタル業務に使用する事務所等の施設で、かつ、従業員が常駐している施設を指し、支店・営業所等の名称の如何を問いません。</p>
-------------------	---

② ユーザー担保特約の保険料

加入コース	基本プランが A・B・G・Hコースの場合		基本プランが C・D・I・Jコースの場合		基本プランが E・F・K・Lコースの場合		
保険金額	基本プランA・B・G・Hコースと同じ		基本プランC・D・I・Jコースと同じ		基本プランE・F・K・Lコースと同じ		
自己負担額(免責金額)	30万円	20万円	30万円	20万円	30万円	20万円	
年間賃貸売上高	～1億円	23万円	25万円	24万円	27万円	45万円	48万円
	～2億円	33万円	35万円	36万円	39万円	66万円	71万円
	～3億円	41万円	43万円	45万円	49万円	86万円	90万円
	～4億円	50万円	52万円	53万円	59万円	104万円	110万円
	～5億円	59万円	62万円	64万円	71万円	124万円	130万円
	～6億円	65万円	68万円	71万円	78万円	134万円	142万円
	～7億円	69万円	74万円	76万円	84万円	143万円	150万円
	～8億円	73万円	77万円	80万円	90万円	150万円	159万円
	～9億円	77万円	81万円	85万円	95万円	159万円	168万円
	～10億円	83万円	87万円	91万円	102万円	166万円	177万円
	～11億円	85万円	90万円	94万円	106万円	172万円	183万円
	～12億円	88万円	94万円	97万円	111万円	178万円	190万円
	～13億円	91万円	97万円	102万円	114万円	183万円	196万円
	～14億円	95万円	101万円	106万円	119万円	190万円	203万円
	～15億円	99万円	104万円	110万円	124万円	196万円	211万円
	～16億円	101万円	107万円	113万円	128万円	203万円	217万円
	～17億円	104万円	111万円	117万円	133万円	207万円	223万円
	～18億円	106万円	114万円	121万円	137万円	213万円	229万円
	～19億円	110万円	117万円	124万円	140万円	217万円	234万円
	～20億円	113万円	121万円	127万円	145万円	222万円	239万円
	～21億円	114万円	122万円	129万円	147万円	224万円	243万円
	～22億円	115万円	124万円	132万円	150万円	227万円	246万円
	～23億円	118万円	126万円	134万円	153万円	230万円	249万円
	～24億円	120万円	129万円	136万円	156万円	233万円	253万円
	～25億円	122万円	131万円	139万円	159万円	237万円	257万円

ユーザー担保特約固有の補償	<p>補償内容</p> <p>※いずれも事故発生の日からその日を含めて180日以内に生じたものにかぎります。</p>
同僚間災害および 搭乗者災害補償	<p>死亡見舞費用 : 1,000万円</p> <p>後遺障害見舞費用 : 1,000万円～40万円 (後遺障害の程度による)</p> <p>入院見舞費用 : 1万円/1日につき (180日限度)</p>
対人賠償見舞費用保険金	<p>死亡見舞費用 : 300万円</p> <p>後遺障害見舞費用 : 300万円～12万円 (後遺障害の程度による)</p> <p>入院見舞費用 : 10万円 (30日以上入院した場合)</p>

※被保険者は上記の各種見舞費用保険金を受領した場合、その全額を被災者またはその法定相続人に支払いし、被災者またはその法定相続人から見舞費用受領書を取付したうえで、当社へご提出いただく必要があります。

6 各種割増引制度について

● 登録業者向け割引制度

日本建設機械レンタル協会が推奨している「建設機械レンタル業者登録制度」に登録している企業は、5%の割引が適用できます。

おすすめポイント! ▶ 登録企業 5%割引

● 事故割増引制度

損害率計算期間中(過去3年間分)の保険料に対する、一定期間*の保険金の支払いに応じて下記の割増引係数が適用されます。

	無事故	損害率 60%まで	損害率 60%超	損害率 90%超	損害率 140%超	損害率 170%超	損害率 200%超	損害率 300%超
割増引率	15%割引	割増引なし	30%割増	70%割増	110%割増	130%割増	180%割増	個別対応
係数	0.85	基準(1.0)	1.3	1.7	2.1	2.3	2.8	個別対応

*事故の給付金(保険金)は支払いを受けた日ベースで算出されます。

*「一定期間」とは、2021年1月1日～2023年12月31日までの3年間をいいます。

7 保険料の計算方法について

- 基本プラン保険料 = {コース別基本保険料 + (総店舗数 - 1) × 1万円} × 事故割増引係数 × 登録業者の場合(5%割引)
- オペレーションミス担保特約 } = 年間賃貸売上高に応じた特約保険料 × 事故割増引係数 × 登録業者の場合(5%割引)
- ユーザー担保特約保険料 }

ケース	計算式	結果
ケース1 基本プランのみ	基本プラン保険料 P.4 × 事故割増引係数 P.9 × 登録業者割引 P.9 =	基本プランのみの保険料
ケース2 基本プラン+オペレーションミス担保特約	{基本プラン保険料 P.4 + オペレーションミス担保特約保険料 P.6} × 事故割増引係数 P.9 × 登録業者割引 P.9 =	基本プランのみの保険料 + オペレーションミス担保特約保険料
ケース3 基本プラン+ユーザー担保特約	{基本プラン保険料 P.4 + ユーザー担保特約保険料 P.8} × 事故割増引係数 P.9 × 登録業者割引 P.9 =	基本プランのみの保険料 + ユーザー担保特約保険料

保険料計算例

店舗数5店舗、年間賃貸売上高3億円、過去三年間無事故、登録業者に該当
基本プランFコース、オペレーションミス担保特約自己負担額20万円に加入

一括払の場合の年間保険料

加入プラン

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} \text{Fコース} \\ 18万円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{店舗数追加保険料} \\ 4万円} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{オペレーションミス担保特約保険料} \\ 23万円} \end{array} \right\} \times 0.85\% \times 0.95\% = 363,380円$$

12分割払の場合の月額保険料

加入プラン

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} \text{Fコース} \\ 18万円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{店舗数追加保険料} \\ 4万円} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{オペレーションミス担保特約保険料} \\ 23万円} \end{array} \right\} \times 0.85\% \times 0.95\% \times 1.00 \div 12回 = 30,280円$$

*分割前の年間保険料が30万円以上の場合は割増なし(1.00)を適用し、30万円未満の場合は割増あり(1.10)を適用します。
本契約でいう「年間賃貸売上高」とは、会員の年間総売上高のうち「建設機械器具の賃貸部門における年間売上高」を指します。

8 お支払いの対象とならない主な場合

- 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業対象物
- 公道走行中に工作車両が他人の身体・財物に与えた損害に起因する賠償責任
- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- 戦争、暴動、労働争議に起因する損害ならびに地震、噴火、津波またはこれらの類似の自然変象によって生じた賠償責任
- 航空機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- 契約不履行等で生じる工事遅延による賠償金等の間接的な損害に起因する賠償責任
- 被保険者(会員)および下請負人が使用するリース・レンタル機械、支給資機材自体の損害に起因する賠償責任
- 石油物質の公共水域への排出・流出・拡散・放出または漏出等によって生じた損害に起因する賠償責任 など

+ オペレーションミス担保特約

- 地下・基礎・掘削工事に伴う土地の沈下、隆起、移動、振動、土砂崩れ、軟弱化もしくは土砂の流出、流入による土地の工作物、その収容物等の損壊および地下水の増減による損害に起因する賠償責任
- レンタカー、トラックなどの非工作車両が他人の身体・財物に与えた損害に起因する賠償責任 など

+ ユーザー担保特約

- 一被災者に対し、オペレーションミス担保特約・交差責任担保特約・対人賠償見舞金担保特約と同僚間災害補償の重複払いはできません。
- 一被災者に対し、同僚間災害補償と搭乗者災害補償の重複払いはできません。 など

1 業務中災害補償制度の概要

日本国内・国外において、業務中(出退勤途上を含む)に従業員等が偶然の事故によってケガ等を負った場合に生じる損害を補償する業務中災害補償制度です。なお、この制度は政府労災の認定を待たずに早期の支払いが可能です。また、充実の基本補償に加えて、心強い「こころからだホットライン」(メンタルヘルスサービス等)が無料付帯されます。

業務中災害補償制度の補償内容

※「お支払いの対象とならない主な場合」はP.29およびP.30をご確認ください。

労働災害補償(従業員を守る補償)

役員、従業員の方々が業務災害や通勤災害によりケガなどを被った場合、保険金をお支払いします。

● 基本補償① 死亡・後遺障害補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害を被られた場合にお支払いします。

● 基本補償② 入院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合にお支払いします。

● 基本補償③ 手術補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合にお支払いします。ただし1事故につき1回の手術にかぎります。

● 基本補償④ 通院補償保険金

業務中や通勤中にケガなどをされ、その結果として事故日からその日を含めて180日以内に通院された場合にお支払いします。(90日限度)

(※1) 制度加入企業との間に使用従属関係にあり、かつ、制度加入企業からの資金の支払いを受けている親族従業員を含みます。(※2) 派遣業者から資金の支払いを受けている派遣労働者は含みません。

お支払いの例

業務中に足場から転落し、足を骨折した。入院15日手術実施。



入院補償保険金
5,000円×15日=75,000円、
手術補償保険金 50,000円。

被保険者：貴社(制度加入者)

補償対象者：制度加入企業の役員(個人事業主の場合はご本人)・正規従業員^(※1)・臨時雇用従業員(アルバイト)^(※2)ただし、役員・個人事業主は使用者賠償責任補償に含まれません。

本制度の対象となる企業：同居の親族以外の正規従業員を1名以上雇用している会員企業

使用者賠償責任補償特約(企業を守る補償)

任意付帯

万が一の労災事故発生により、被保険者[※]が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

● 補償① 損害賠償金

企業または役員が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。

1事故あたり
最高2億円

ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。

- ① 政府労災により給付される金額
- ② 自賠責保険などにより支払われるべき金額
- ③ 災害補償規程などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額

※記名被保険者またはその役員となります。

● 補償② 費用保険金

企業または役員が負担する次の争訟費用等をお支払いします。

1. 弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
2. 争訟に対応するための諸費用
3. 解決のための引受保険会社への協力費用
4. 第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用
5. 損害の発生および拡大を防止するための費用

お支払いの例

過重労働が原因で突然死したことをうけ、企業が従業員遺族に対して損害賠償を命じられた。



※訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただけます。

雇用慣行賠償責任補償特約(企業を守る補償)

任意付帯

● 補償内容

以下の7つの不当行為に起因して、被保険者^{※1}が ① 損害賠償請求がなされたことにより被る損害 ② 損害賠償請求がなされるおそれを知ったことにより負担する損害に対して保険金をお支払い^{※2} ^{※3}します。不当行為やハラスメント行為の対象者が貴社の従業員でなくてもお支払いの対象となります。

1事故あたり
最高2千万円

※1: 記名被保険者、記名被保険者の使用人等(ただし記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて被保険者とします。なお、すでに退任、解任、解雇または定年となった個人を含みます。)

※2: 1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円、保険期間を通じて特約の保険金額を限度とします。

※3: ハラスメント行為に起因して具体的な行動や発言を行った被保険者個人に損害賠償請求がなされた場合は保険金をお支払いしません。

不当行為

- 雇用上の差別 ● 不当解雇 ● セクシャルハラスメント ● パワーハラスメント
- マタニティーハラスメント ● ケアハラスメント ● モラルハラスメント

お支払いする保険金

- 法律上の損害賠償金 ● 争訟費用 ● 損害防止軽減費用 ● 緊急措置費用
- 協力費用 ● 研修費用 ● 弁護士相談費用 ● 信頼回復費用

2 補償内容と保険金額

充実補償
おすすめプラン

	Aコース	Bコース	B+コース	Cコース	Dコース	D+コース
死亡・後遺障害	1,000万円			3,000万円		
入院（日額）	5,000円			10,000円		
通院（日額）	3,000円			5,000円		
使用者賠償責任補償（2億円） +脳・心疾患等補償特約	付帯なし	付帯あり		付帯なし	付帯あり	
雇用慣行賠償責任補償特約 （2,000万円）	付帯なし		付帯あり	付帯なし		付帯あり

※300人超の場合、事前取扱代理店もしくは損保ジャパンへお問合せください。

Bコース、B+コース、Dコース、D+コース 対象 使用者賠償責任補償・雇用慣行賠償責任補償 について

ご存知
ですか？

使用者賠償責任補償の必要性

労災事故が発生すると

① 使用者責任を問われる可能性があります。

労働契約法第5条【2008年3月施行】において、次のように安全配慮義務の明文化がなされました。「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

② 補償（賠償）額が高額になります。

労災保険では、「慰謝料」については補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	2008年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	2010年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	1994年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下

※損保ジャパン調べ

雇用慣行賠償責任補償の必要性

「パワハラ防止法等の成立により、
事業主によるパワハラリスク対策の
重要性が高まっています！

大企業では2020年6月に義務化。中小企業では2020年6月に努力義務化され、2022年4月より義務化されました。

義務化によって…

- 事業主が管理責任を問われやすい
- ハラスメント被害者が声をあげやすい環境になることが予想されます

パワハラ防止法（※1）等の内容



法律による定義付け

「パワハラ」が法律で定義され、「セクハラ」と同様に、事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化されました。



紛争による調停制度

パワハラに関する紛争が生じた場合に、都道府県労働局長に申請することで、調停制度を利用できるようになりました。



事業者・労働者の責務

セクハラ・パワハラ等について、行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。

（※1）労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律のことを行います。

3 保険料(モデル例)

保険期間1年、一括払

以下はモデル例です。年間保険料は各会員企業の従業員数・役員数で個別に算出します。

充実補償
おすすめプラン

	Aコース	Bコース	B+コース	Cコース	Dコース	D+コース
死亡・後遺障害	1,000万円			3,000万円		
入院(日額)	5,000円			10,000円		
通院(日額)	3,000円			5,000円		
使用者賠償責任補償(2億円) +脳・心疾患等補償特約	付帯なし	付帯あり		付帯なし	付帯あり	
雇用慣行賠償責任補償特約 (2,000万円)	付帯なし		付帯あり	付帯なし		付帯あり

【保険料例】 従業員・役員数 (臨時雇用含む)	10人 (内、役員2人)	40,300円	66,690円	89,340円	96,500円	121,730円	144,380円
	20人 (内、役員2人)	80,600円	139,990円	185,290円	193,000円	249,760円	295,060円
	100人 (内、役員5人)	403,000円	716,420円	920,460円	965,000円	1,264,550円	1,468,590円

団体契約のスケールメリットを活かした
お得な保険料を実現!

従業員30名 役員3名 D+コースの場合…

損害保険ジャパンの
一般契約保険料※

788,050円

本制度の保険料

441,570円

約43%
割安

※事業活動総合保険(傷害プラン)、D+コースと同等の補償内容
役員一括割引10%、多数割引5%を適用

(注)上記保険料はあくまで一例です。引受条件により保険料は大きく異なる可能性があります。

災害補償規程ご加入にあたっての注意点

災害補償規程とは…

業務や通勤中の従業員のケガなどに対して、労災補償給付とは別に、企業が独自に補償給付の上積みを行うことを定めているものです。

ご加入企業において
災害補償規程
などを制定済みの場合

ご検討プランが災害補償規程などの内容に適合しているかどうかご確認ください。
制定済みの災害補償規程などの補償内容がプランを下回っている場合はご相談ください。

保険金お支払いの流れ



「ここからホットライン」は、事業活動総合保険にご加入いただいた企業の役職員の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご利用ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス(24時間・365日)

- **健康・医療相談**
健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。
- **健康チェックサポート**
 - **人間ドック紹介**
人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。
 - **郵便検診**
忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。
 - **検診結果相談**
検診結果に関する悩みや相談にお答えします。
- **公的給付相談(予約制)**
社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。
- **予約制専門医相談**
「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。
- **医療機関情報提供**
 - **緊急時の医療機関情報の提供**
夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報をご提供します。
 - **専門医療機関情報の提供**
地域の専門医療機関情報をご提供します。
- **法律・税金相談(予約制)**
弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

ストレスチェック
サポートサービス

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50名以上のすべての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律(通称:ストレスチェック義務化法案)」が2015年12月に施行されました。
サービス利用方法は、取扱代理店までご連絡ください。

- **メンタルヘルス対面カウンセリング**
全国約100か所のカウンセリング拠点にて、対面またはWebでのカウンセリングを行います。(予約制)
 - 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
 - 予約受付は平日 9:00 ~ 22:00
土曜 10:00 ~ 20:00
 - ※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。
- **メンタルヘルス電話カウンセリング**
臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で対応します。
 - 利用時間
平日 9:00 ~ 22:00
土曜 10:00 ~ 20:00
 - ※日祝・年末年始(12/29 -1/4)を除きます。
 - 回数制限なし
- **メンタルITサポート(Webストレスチェック)**
ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

サービス概要

- 厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムです。
- 本サービスは、ご契約企業のご担当者(実施者を含みます。)がストレスチェックシステムを操作することによりご利用いただくサービスです。
- 個人結果を部署ごとに集計し、組織全体のストレス構造を分析することができます。

サービスの対象	WEBによるストレスチェック
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定(注)
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の使用
未受検者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール(注)
検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
	サービス終了後
	事業者への集团的分析結果の提供(注)
	実施者へのストレスチェック結果の提供(注)
サービス終了後	労働基準監督署への届出に必要な情報の提供

(注) 企業のご担当者(実施者を含みます。)のシステム操作が必要となります。

1 動産総合保険の概要

この保険は、会員企業が所有する建設機械器具が、「会員の保管中および輸送中」「ユーザーに貸出中」の間に、ほとんどすべての偶然な事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

補償対象 ▶

- 会員の保管中および輸送中
- ユーザーに貸出中

具体的には



作業上の事故

破損・曲がり・凹み・衝突・接触・横転など



災害に関する事故

火災・破裂・爆発・落雷・
風災・水災・衝突・雨・水漏れ

保管中に生じる事故

盗難・いたずら

※水災の補償はB方式(オールリスク型)、C方式(高額免責型)にかざられます

2 特長

Point
1

ワイドな補償

日本建設機械レンタル協会の会員専用の制度で、業界特有のリスクを幅広く補償します。

Point
2

比例払いはありません

本制度においては、保険金額を取得金額と経過年数により協定しますので分損時には保険金額を限度に修理費の実額をお支払いします。

3 本制度の対象となるリース・レンタル機械器具

固定式機械器具	その他器具機材	工作車	
コンプレッサー 発電機 溶接機 ランマー 水中ポンプ 投光機 ジェットヒーター など	仮設ハウス 仮設トイレ 機材 など	掘削機 キャリア 高所作業機械 自走式草刈機 クローラークレーン グレーダー フォークリフト など	ホイールローダー ローラー クレーン など

※ 上記に記載のない器具につきましては損保ジャパンまでお問い合わせください。

ナンバー付工作車も下記条件のもと、
対象に含めることができます。

対象となるナンバー付工作車

- 道路運送車両法による登録ナンバー「00または99」 または
- 市町村ナンバー(標識番号)を付けた大型・小型特殊自動車(自賠責保険の分類に準じる)。

4 ご契約方式について

資産台帳方式：資産台帳・管理台帳に記載されている機械器具を包括して契約する方式です。

一定の客観的な条件を設ける事によって、機械器具を限定する事もできます。

個別明細方式：補償の対象を1台1台選別・明記して契約する方式です。

資産台帳方式(包括方式)のメリット

- ① 中途取得した機械器具についてはその都度通知いただかなくても、約1か月の猶予が設けられています(1か月分をまとめて通知)。
- ② 付保漏れの心配がありません。

5 お支払いの対象とならない主な場合

- 故意、重大な過失または法令違反による損害
- 詐欺または横領による損害
- 地震による損害
- 戦争、変乱、暴動、騒じょうによる損害
- 置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)、万引による損害
- 偶然な外来な事故によらない電氣的・機械的事故による損害
- 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- 保険の目的自体に内在する欠陥、自然の消耗、さび、変色、虫食いなどによる損害 など

6 保険金額の基準と自己負担額

保険金額(補償金額)は機械器具1台ごとに、取得金額と経過年数により決定します。

経過年度	割合
初年度	100%
2年度	80%
3年度	60%
4年度	50%
5年度	40%
6年度以降	20%

固定資産台帳に記載された減価償却後の金額とは異なりますのでご注意ください。

自己負担額(免責金額)

保険金額300万円以上	10万円
保険金額30万円～300万円未満	5万円
保険金額10万円～30万円未満	3万円
保険金額10万円未満	1万円

自己負担額は機械器具1台ごとに、取得金額と経過年数により決定します。

7 保険料および次年度以降の保険料率について

保険料につきましては保険金額の大小、保管状況、過去の事故率等(他社に付保されていた場合を含みます。)を勘案し算出させていただきます。詳しくは損保ジャパンもしくは取扱代理店までお尋ねください。

損害率(3年間で判定)		適用する割増引率
0%以上	40%未満	-5%
40%以上	50%未満	±0%
50%以上	60%未満	±0%
60%以上	70%未満	+10%
70%以上	80%未満	+20%
80%以上	90%未満	+40%
90%以上	100%未満	+60%
100%以上	120%未満	+80%
120%以上	150%未満	+100%
150%以上	-	別途協議

8 契約タイプ

契約タイプは補償の内容によって下記の通り3タイプをご用意しております。契約タイプによって適用料率は異なります。

契約タイプ	基本 (破損・汚損等)	盗難・水害	基準料率	補足
A方式	○	×	10円	基本重視タイプ
B方式	○	○	16円	オールリスク補償
C方式	○	△	14円	盗難・水害の場合は保険金額の30%が自己負担額

※上記にかかわらず、各会員企業ごとの条件書等の記載内容が優先されます。

※このパンフレットは「動産総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1 ダブルリース保険制度の概要

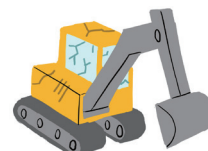
会員企業が他のリース・レンタル業者またはメーカー等第三者より正規な手続きにより借りた建設機械器具または機材(受託物)を使用または管理している間、もしくは第三者に正規な手続きにより又貸ししている間に、その受託物を火災、落雷、破裂、爆発または破損等により損壊もしくは盗難されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、会員が法律上の賠償責任を負担する事によって被る損害を補償します。



保管中に盗難



又貸し中の火災



又貸し中の破損

2 お支払いの対象とならない主な場合

- 又貸しした機械(受託物)が公道走行中に発生した受託物の損壊に対する賠償責任
- 受託物のかし、自然の消耗またはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、その他類似の事由または虫食い等に起因する賠償責任
- 原因のいかんを問わず、自然発火または自然爆発した受託物の損壊に対する賠償責任

など

3 ご契約方式(保険金額の定め方について)

プラン	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
保険金額 1事故・期間中限度額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
自己負担額(1事故あたり)	3万円				
保険料	35万円	60万円	85万円	110万円	150万円

※保険金は、保険金額を限度に時価額をお支払いします。(日本建機レンタル動産総合保険制度のような、取得年数による取り決めはありません。)

4 保険料および次年度以降の保険料率について

保険料につきましては、保管状況、過去の事故率等(他社に付保されていた場合を含みます。)を勘案し算出させていただきます。また、2年度目以降につきましては、直近1年間の事故の状況により下記のとおり料率を設定します(リザルトレーティング)。詳しくは損保ジャパンもしくは取扱代理店までお尋ねください。

1年間の損害率	60%~70% 未滿	70%~80% 未滿	80%~90% 未滿	90%~100% 未滿	100%~120% 未滿	120%~150% 未滿	150%以上
翌年度割増率	10%	30%	50%	70%	100%	150%	個別に決定します

※このパンフレットは「受託者賠償責任保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1 取引あんしん補償制度の概要

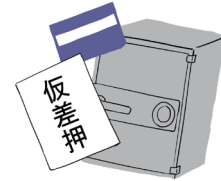
日本国内における取引先が、倒産や差押え、入金遅延によって、会員企業に対して負担する債務を履行しないことによる損害を補償します。攻めの営業活動や資金繰りのサポートとしてご活用ください。



取引先から、支払期日を1か月経過しても
売掛金が支払われなかった。



取引先が、業績不振で倒産したことにより、
売掛金が回収不能になった。

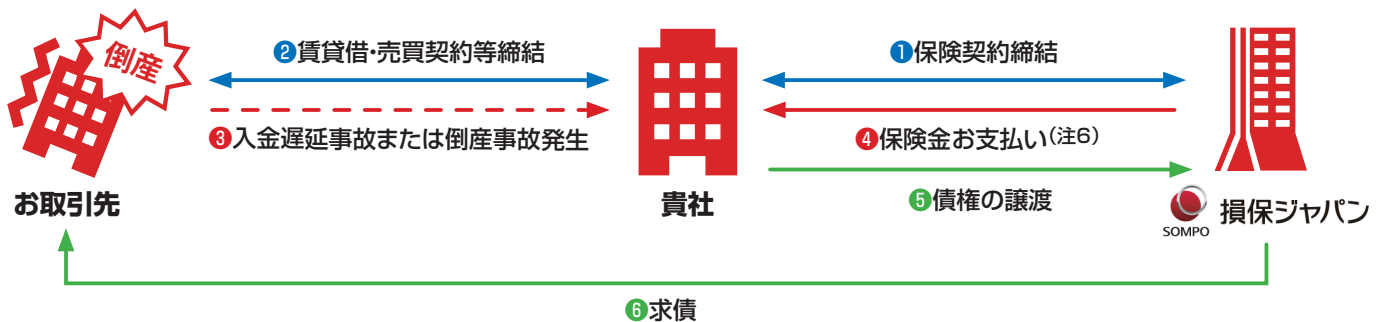


取引先が、仮差押命令を
受けたことで売掛金が回収不能になった。

2 補償内容・保険金支払の流れ

対象となる契約(取引)	貴社が売主、委託者、受注者、受託者または賃貸人として、商品等について債務者と日本国内において締結した次のいずれかに該当する契約をいいます。ただし、貴社が事業として対価を得て行う事業者間の取引(注1)にかかわる契約にかぎりません。		
	<ul style="list-style-type: none"> ① 売買契約(注2) ③ 委託契約(注3) ⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の請負契約 ⑥ 賃貸借契約(注5) 	<ul style="list-style-type: none"> ② 売買委託契約 ④ ⑤以外の請負契約(注4) ⑦ 立替払契約 	
お支払限度額	1債務者あたり	Aコース 100万円	Bコース 200万円
	保険期間中	1,000万円	2,000万円
保険金請求回数	保険期間中	10回まで	
自己負担額		なし	

※保険金のご請求にあたっては、債権債務関係の有無や契約期間・締め日・弁済期日などを証明する書類をご提出いただく必要があります。



(注1) 貴社とその相手方である法人または個人事業主との間で行われる取引(個人は対象外)で、貴社およびその相手方の両者の事業のために行う取引をいいます。
 (注2) 設置工事など、商品の販売に付帯する工事を含まれます。ただし、建物売買契約、土地売買契約およびこれらに付随する契約は対象外です。
 (注3) 委任契約および準委任契約を含みます。
 (注4) 運送契約を含みます。
 (注5) リース契約、および1年を超える契約期間の賃貸借契約を除きます。また、契約期間満了時に契約者間の反対意思のないかぎり自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている1年以下の契約期間の賃貸借契約も除きます。
 (注6) 保険金のご請求にあたっては、債権債務関係の有無や契約期間・締め日・弁済期日などを証明する書類をご提出いただく必要があります。また、保険金お支払い後にP.32の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当することが判明した場合は、お支払いした保険金をただちに損保ジャパンに返金いただきます。

ご注意!

債権譲渡の手続きを速やかに実施いただくことや求償にご協力いただくことなど、P.33「保険金をご請求いただくに際してご理解いただきたいこと」の①～⑥の事項にご協力いただけない場合、保険金をお支払いできない場合や、次年度のお引き受けをお断りする場合がございます。詳細はP.33をご確認ください。

3 お支払いする保険金

次のいずれかの事故により会員が被る損害に対して、保険金をお支払いします。その際、会員が債務者(注7)に対して有する未回収債権額から、反対債務額(注8)や担保等(注9)から回収した金額、事故発生日以降に会員が弁済を受けた金額を差し引いた損害の額を保険金としてお支払いします。なお、保険期間を通じて1債務者あたりの限度額かつ保険期間中の限度額を限度とします。

ただし、保険金のお支払いができるのは、事故が発生したと認められる時点において、その事故にかかる債務者に対して有する債権の合計額(注10)が10万円以上である場合にかぎります。

倒産事故	債務者が次のいずれかの事由により貴社に対して負担する債務を履行できないことをいいます。
	<ul style="list-style-type: none"> ① 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったこと ② 債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと ③ 債務者の財産に対して強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと ④ 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたことまたは財産の分離の請求がなされたこと ⑤ 債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1か年間を経過してもその債務者の生存が確かめられないこと
入金遅延事故	債務者が、貴社に対する債務の一部または全部を履行せず、その弁済期日(注11)から1か月を経過したと

- (注7) 商品等の取引に関する契約において会員の相手方となる買主、受託者、発注者、委託者または賃借人をいいます。
- (注8) 保険事故発生時において会員が取引先に対して負う債務の額をいいます。
- (注9) すべての担保および保証契約(ファクタリングを含みます。)をいいます。
- (注10) その事故にかかる債務者に対して会員が有する債権の合計額は、この保険で対象となる債権を合計した額をいい、それぞれの債権の額には遅延損害金の額は含めないものとします。
- (注11) 期日を延期した場合(注12)であっても、延期前の期日を弁済期日とみなします。
- (注12) 弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを含みます。

特徴 1

貸倒れリスクを自動的に補償。
急な取引開始にも対応!

特徴 2

ご加入手続きが簡単!
面倒な取引先一覧の作成や審査は不要!

特徴 3

お取引先の倒産だけでなく、
入金遅延も補償!

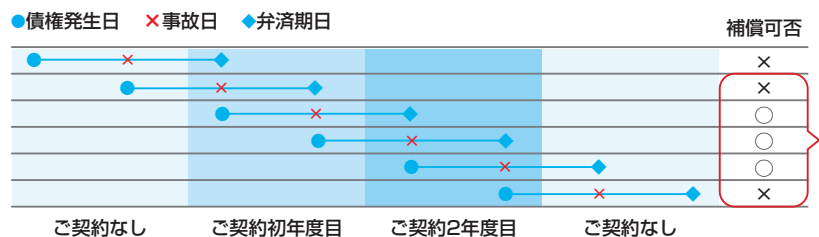
債務者との取引関係を継続させること等を理由として、会員は債務者に対する全債権のうち、特定の債権にかかる損害に対する保険金について、他の債権に先行して損保ジャパンに請求することができます。

ただし、所定の条件を満たした場合にかぎります。詳細は33ページをご参照ください。

4 保険期間と保険金を支払う場合の関係

① 倒産事故の場合

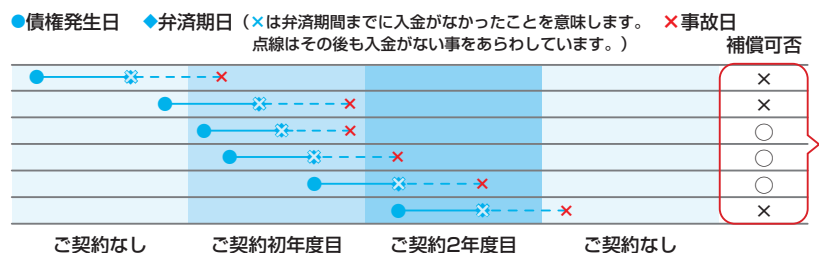
保険期間中に倒産事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
保険金は×のある保険期間の条件に従いお支払いします。
●債権発生日の詳細はP.31をご覧ください。



欄外の※をご確認ください

② 入金遅延事故の場合

入金遅延事故の事故日は入金遅延が発生してから1か月を経過した日(弁済期日から1か月を経過した日)になります。
保険金は×のある保険期間の条件に従いお支払いします。
●債権発生日の詳細はP.31をご覧ください。



欄外の※をご確認ください

※ご契約が初年度契約である場合においては、保険期間の初日より前に発生した債権にかかる事故に対しては保険金をお支払いしません。(P.18「対象となる取引」の⑤に該当する契約にかかる債権の場合は、債権の発生時点および商品等の取引に関する契約の締結日が共に保険期間の初日より前にある債権にかかる事故に対しては保険金をお支払いしません。)債権発生日の考え方については31ページをご確認ください。

5 保険料（モデル例）

保険期間1年、一括払

年間売上高 (リース・レンタル業以外の売上も含む)	Aコース	Bコース
1億円	97,080円	124,150円
2億円	150,490円	196,790円
3億円	193,810円	256,670円
5億円	267,710円	359,970円
7億円	331,050円	449,740円
10億円	415,690円	570,530円
15億円	536,370円	745,570円
20億円	644,250円	903,040円
25億円	743,690円	1,048,720円
30億円	836,970円	1,185,750円
40億円	1,010,150円	1,440,840円
50億円	1,170,440円	1,677,430円

6 お支払いの対象とならない主な場合 ※詳細は P.32 をご確認ください

- 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- 商品等の瑕疵
- 事故および債務履行発生時の義務を十分に履行しなかったこと
- 戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風またはこれらに類似の事象
- 核燃料物質または核燃料物質に起因する事象
- テロ行為またはその結果生じた事象
- サイバー攻撃等またはその結果として生じた事象
- 債権の不存在、無効、取消、相殺等の抗弁事由を含む瑕疵のある債権または紛争の対象となっている債権に生じた事故
- 次のいずれかに該当する事実がある場合または次のいずれかに該当することを記名被保険者が認識している場合において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 債務者が、保険期間中に倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。
 - ② 保険期間の開始日直前12か月に、債務者が倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。
 - ③ 初年度契約の場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者に対して債務不履行を発生させていること。
 - ④ この保険契約が初年度契約である場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者以外の者に対して債務不履行を発生させていること。ただし、記名被保険者がその債務不履行を知り得ない場合を除きます。
 - ⑤ 保険期間の開始日直前12か月間に、債務者からの通告等により手形等の弁済期日を延長したことがあること。
 - ⑥ 債務者に代金支払能力がないこと。ただし、記名被保険者がそのことを知りえない場合を除きます。 など

取引あんしん補償制度には、休業に関する補償「事業活動総合保険マルチリスクプラン(商取引ユニット※供給先占有物件のみ補償特約)」がセットされています。詳細は33ページをご確認ください。

日本建機レンタル総合補償制度への 加入手続について

会員の皆さまへ担当の取扱代理店が訪問してお手伝いします。不明な点等につきましては、担当の取扱代理店までお問い合わせください。

Step.1 加入プランの選択・算出基礎数字の申告

所定の見積依頼書に必要事項を記載いただき、取扱代理店までご提出ください。

Step.2 見積り内容の詳細説明

各制度の補償内容・掛金を取扱代理店または損保ジャパンよりご案内いたします。ご加入のパターンをご検討ください。

Step.3 保険料の振込み

メニュー①総合賠償制度、メニュー②業務中災害補償制度、メニュー⑤取引あんしん補償制度

加入依頼書に必要事項を記載・捺印のうえ、取扱代理店までご送付ください。(加入依頼書は取扱代理店にて作成します。)

保険料は同封の専用振込依頼書により、(一社)日本建設機械レンタル協会の指定口座にお振込みください。

【振込先】

みずほ銀行 神田駅前支店 普通口座2034453
一般社団法人日本建設機械レンタル協会

【払込回数について】

メニュー①総合賠償制度・・・一括払もしくは12分割払
※中途加入は一括払のみ
メニュー②業務中災害補償制度・・・一括払のみ
メニュー⑤取引あんしん補償制度・・・一括払のみ

※総合賠償制度の1年契約は12分割払が可能です(中途加入は不可)。保険料の計算方法はP.9をご参照ください。

※保険料を分割でお支払いいただいている場合、第2回目以降の分割保険料は、毎月末日(払込期日)までにお支払いください。払込期日を1か月経過した後もそのままお支払いがない場合、払込期日後の事故については、保険金をお支払いできません。なお、第1回目の分割保険料の払込みがなかった場合も、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除・取消させていただく場合もあります。

※中途加入の場合:(基本プランの年間保険料+特約の年間保険料)×各種割増引×加入月数÷12を乗算ください。(1円単位を四捨五入、10円単位とします。)

メニュー③動産総合保険制度、メニュー④ダブルリース保険制度

別途取扱代理店より保険料払込方法・申込方法をご案内いたします。協会へ書類送付や振り込みをしないようご注意ください。

Step.4 加入依頼書の送付(メニュー①・②・⑤のみ)

ご記入いただいた加入依頼書は専用の返信用封筒をご利用のうえ、(一社)日本建設機械レンタル協会まで返送してください。

Step.5 加入者証の送付(メニュー①・②・⑤のみ)

保険料のお振込み・加入依頼書の到着が確認できましたら、所定の加入者証をお送りします。加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。

日本建機レンタル総合補償制度 見積依頼書

- 見積依頼日 西暦 年 月 日
 ■見積依頼人

フリガナ		所属支部名	
会社名		申込ご担当者	
フリガナ			
代表名			
住所			
TEL		FAX	
会員番号			
メールアドレス		@	

- 見積を希望する制度およびプランをご記入ください。

保険期間 保険開始日を記載ください。	西暦	年	月	日	から	年	月	日
-----------------------	----	---	---	---	----	---	---	---

<input type="checkbox"/>	メニュー① 総合賠償制度	<input type="checkbox"/>	基本プラン	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G <input type="checkbox"/> H <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> K <input type="checkbox"/> L
		<input type="checkbox"/>	オペレーションミス担保特約 保険金額は基本プランと同額です。	【免責金額】 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 対人のみ限定補償 (※) <input type="checkbox"/> 交差責任担保特約の補償追加 (※) ※同時選択は不可
		<input type="checkbox"/>	ユーザー担保特約 保険金額は基本プランと同額です。	【免責金額】 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 通院1日5,000円 (90日限度) あり (E・F・K・Lプランのみ)
<input type="checkbox"/>	メニュー② 業務中災害補償制度		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> B+ <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> D+	
<input type="checkbox"/>	メニュー③ 動産総合保険制度		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B (水災・盗難あり) <input type="checkbox"/> C (水災・盗難の高額免責型)	
<input type="checkbox"/>	メニュー④ ダブルリース保険制度		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E	
<input type="checkbox"/>	メニュー⑤ 取引あんしん補償制度		<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	

- 建設機械レンタル業者登録制度に登録されている場合に回答ください。
建設機械レンタル業者登録制度に登録している。(メニュー①に対し登録業者向け割引が適用されます。)
 ■保険料算出基礎数字についてご記入ください。

メニュー①総合賠償制度	店舗数	店 ※従業員が在中している店舗
	仮設資材の組立解体作業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年間賃貸売上高	億円
メニュー②業務中災害補償制度	従業員数	人 (内、役員数 人) ※臨時雇用・派遣・出向者を含む
メニュー③動産総合保険制度	別紙にて保有する建機の取得金額・経過年数をお知らせください。 ※形式は問いません。	
メニュー⑤取引あんしん補償制度	年間売上高 (税込)	百万円 ※リース・レンタル業以外の売上も含まれます。

※保険料算出基礎数字が正しく申告されていない場合、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

動産総合保険/ダブルリース保険用 告知書

動産総合保険・ダブルリース保険をご希望の場合、下記告知項目への回答をお願いいたします。

■日本建設機械レンタル協会 会員番号

防犯体制	①高価な建機に対して、何らかの防犯体制（盗難防止装置、監視カメラ等）を講じていますか？ □はい（具体的な内容を記載ください： _____） □いいえ																														
	②リース先への注意喚起は行っていますか？ □はい（具体的な内容を記載ください： _____） □いいえ																														
	③盗難防止装置（イモビライザーなど）のついた機械は何割程度ありますか？ _____割程度																														
	④保管場所は自社敷地内ですか？ □ 自社敷地内 □その他（ _____ ）																														
	⑥リース先の建機の仕様場所は平面使用ですか？ □はい □いいえ -「いいえ」の場合、具体的な使用場所を記載し（鉄板を引いて作業するなど）注意喚起をしていますか？ □はい □いいえ																														
	⑦建機のメンテナンス・点検状況（使用後のメンテナンス、業者によるメンテナンス等）、頻度について記載ください。 （ _____ ）																														
	⑧その他、盗難防止・事故防止のための具体的な対策があれば記載ください。 （ _____ ）																														
	事故状況	①過去に同等の動産総合保険は手配されておりましたか？ □はい □いいえ（直近1年間保険対象事故になりうる損害額： _____ 千円）																													
②「はい」の場合、直近5年間の保険料と事故件数・損害額を教えてください。																															
＜ 動産総合保険 ＞																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>保険料 (千円)</th> <th>損害額 (千円)</th> <th>事故の種類 (例：破損)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>4年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>3年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>2年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>現契約</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>		年度	件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)	5年前	_____件	_____	_____	_____	4年前	_____件	_____	_____	_____	3年前	_____件	_____	_____	_____	2年前	_____件	_____	_____	_____	現契約	_____件	_____	_____	_____
年度		件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)																										
5年前		_____件	_____	_____	_____																										
4年前		_____件	_____	_____	_____																										
3年前		_____件	_____	_____	_____																										
2年前		_____件	_____	_____	_____																										
現契約		_____件	_____	_____	_____																										
＜ ダブルリース保険 ＞																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>保険料 (千円)</th> <th>損害額 (千円)</th> <th>事故の種類 (例：破損)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>4年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>3年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>2年前</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>現契約</td> <td>_____件</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)	5年前	_____件	_____	_____	_____	4年前	_____件	_____	_____	_____	3年前	_____件	_____	_____	_____	2年前	_____件	_____	_____	_____	現契約	_____件	_____	_____	_____	
年度	件数	保険料 (千円)	損害額 (千円)	事故の種類 (例：破損)																											
5年前	_____件	_____	_____	_____																											
4年前	_____件	_____	_____	_____																											
3年前	_____件	_____	_____	_____																											
2年前	_____件	_____	_____	_____																											
現契約	_____件	_____	_____	_____																											
補償料	現在補償料制度（顧客から保険料相当額を日額で徴収する制度）を導入していますか？ □はい □いいえ																														
契約内容	①次の計算式を適用した保険の目的の中で最も高いものは何万円でしょうか？ 「初年度：取得価額の100%、2年度目：取得価額の80%、3年度目：取得価額の60% 4年度目：取得価額の50%、5年度目：取得価額の40%、6年度目以降：取得価額の20%」 （ _____ 万円）																														
	②①の式を適用した保険の対象の総額について（ _____ 万円）																														

※過去の損害率・事故状況によってはお引き受けできない場合がございますので、予めご了承ください。

損保ジャパン事故対応保険金サービス課一覧

(受付時間：平日午前9時～午後5時)

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの最寄りの保険金サービス課にご連絡ください。被保険者(保険の対象となる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。なお、保険会社が示談交渉を行うことはできませんのでご注意ください(弁護士法により)。

組織変更などにより、途中で変更になる場合があります。電話番号・FAXがつかない場合は、取扱代理店までご連絡ください。

※この保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

<2023年11月現在>

地域	県名	担当サービスセンター	電話番号	FAX 番号
北海道	北海道	北海道火災新種保険金サービス第一課	011-222-4011	011-251-5894
東北	青森	青森保険金サービス課	017-773-2717	017-773-4420
	岩手	盛岡保険金サービス課	019-653-4145	019-653-2687
	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280	022-298-2290
	秋田	秋田保険金サービス課	018-862-8423	018-863-7924
	山形	山形保険金サービス課	023-624-1735	023-625-0020
	福島	郡山保険金サービス課	024-922-2614	024-922-2458
関東	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	029-302-5161	029-231-8354
	栃木	栃木保険金サービス課	028-627-8011	028-627-8074
	群馬	群馬保険金サービス課	027-223-5095	027-221-1200
	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	048-648-6006	048-647-5869
	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	043-252-1800	043-252-1836
	東京	本店企業保険金サービス部団体保険金サービス第一課	03-3349-5295	03-3344-5878
	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	045-661-2626	045-201-2061
甲信越	山梨	山梨保険金サービス第一課	055-237-7289	055-233-2191
	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	025-244-5191	025-244-8130
	富山	富山保険金サービス課	076-441-7550	076-442-2492
	石川	金沢火災新種保険金サービス課	076-232-2434	076-232-2193
	福井	福井保険金サービス第一課	0776-21-6128	0776-84-0153
	長野	長野保険金サービス課	026-228-7331	026-228-7341
	長野(松本)	松本保険金サービス課	0263-33-3114	0263-37-0452
中部	静岡	静岡火災新種保険金サービス課	054-254-1291	054-254-3529
	静岡(浜松)	浜松保険金サービス第一課	053-454-2221	053-453-8528
	愛知・三重	愛知火災新種保険金サービス第一課	052-953-3911	052-953-3691
	愛知・岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903	052-953-3092
近畿	京都・滋賀	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	075-343-6727
	大阪	大阪火災新種保険金サービス第一課	06-4704-2024	06-4704-2135
	大阪・奈良・和歌山	大阪火災新種保険金サービス第二課	06-4704-2040	06-4704-2147
中国	鳥取・島根(山陰)	松江保険金サービス課	0852-21-9755	0852-21-8970
	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	086-232-3665	086-223-1565
	広島	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	082-243-6147
	山口	下関保険金サービス課	083-231-6682	083-224-0231
四国	香川・徳島	高松火災新種保険金サービス課	087-833-3273	087-833-3319
	愛媛	松山保険金サービス第二課	089-946-0360	089-932-6191
	高知	高知保険金サービス課	088-880-5056	088-880-5070
九州	福岡・佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910	092-481-0902
	長崎	長崎保険金サービス課	095-821-0090	095-821-2566
	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	096-326-9020	096-322-3990
	大分	大分保険金サービス第二課	097-538-3724	097-538-3728
	宮崎	宮崎保険金サービス第一課	0985-27-7137	0985-28-1737
	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	099-812-7512	099-251-1124
沖縄	沖縄	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910	092-481-0902

メニュー①

メニュー②

メニュー③

メニュー④

メニュー⑤

共通

メニュー①総合賠償制度 メニュー②業務中災害補償制度 メニュー⑤取引あんしん補償制度 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

<総合賠償制度(賠償責任保険普通保険約款)・業務中災害補償制度(事業活動総合保険約款 傷害プラン)・取引あんしん補償制度(事業活動総合保険約款 商取引ユニット+休業ユニット)※供給先占有物件のみ補償特約>

メニュー①総合賠償制度、メニュー②業務中災害補償制度、メニュー⑤取引あんしん補償制度 共通のあらまし

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■商品の仕組み：賠償責任保険普通保険約款、事業活動総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。

■保険契約者：一般社団法人 日本建設機械レンタル協会

■保険期間：2024年4月1日午後4時から1年間となります。

※保険期間の途中でご加入される場合は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付月の翌月1日0時(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年4月1日午後4時までとなります。

■申込締切日：2024年3月4日 ※中途加入の場合は毎月15日締切

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者：会員企業(法人のみ。個人でのご加入はできません。)

■被保険者：P3以降各制度のご説明ページでご確認ください。

■お支払方法：下記口座へのお振込みとなります。添付の振込用紙をご利用ください。

《みずほ銀行 神田駅前支店 普通口座 2034453 口座名:一般社団法人 日本建設機械レンタル協会》

※中途加入の場合は、一時払のみとなります。毎月15日までに上記口座へお振込みください。

■お手続方法：必要書類にご記入のうえ、(一社)日本建設機械レンタル協会へご送付ください。

(住所)〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1 MH-KIYAビル2階 ※専用の封筒のご用意もごさいます。

■留意点：団体保険制度の維持・安定のため、著しく保険金請求頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する保険金のお支払いまたはそのご請求があった場合には、翌年度以降に継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

特にご注意いただきたいこと

契約締結時における注意事項

1. 告知義務・告知事項(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

4. 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

5 保険契約の無効、取消しについて

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

●ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

契約締結後における注意事項

1. 通知義務・通知事項(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書等および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。(※) ■災害補償規程などの変更

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。)

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(3) また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

(4) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2. ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

1. 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただかなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします

2. 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、死亡診断書(写)、死体検案書(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票	など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	同意書	など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書	など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※1)損害とは保険金のお支払対象となる損害、損失、費用または傷害のことをいいます。(※2)保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注)事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3. 保険金のお支払いについて

上記2.の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 示談交渉について

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全部または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 賠償事故が起きた場合には、取扱代理店および損保ジャパンは契約者と被害者(相手方)との示談交渉に関するご相談の受付など、事故解決のためのお手伝いをします。ただし、取扱代理店および損保ジャパンは、被害者(相手方)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください(弁護士法により)。

その他ご注意ください

1. 保険期間について

(1)この保険の保険期間は1年間です。(2)保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

2. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

3. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その他各都道府県協会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために取得・利用します。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご注意

- 日本建機レンタル総合補償制度は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

- 保険料算出の基礎となる完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方が本人が署名または記名捺印ください。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

メニュー②業務中災害補償制度固有のあらまし

補償対象者が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなどをされた場合に、次の補償金を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。
●貴社が災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金

加入者証の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
①死亡補償保険金(注1)	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%を限度にお支払いします
③入院補償保険金	業務中のケガなどにより入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなどにより、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎりです。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなどにより医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含まれます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、じん帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥使用者賠償責任補償特約	補償対象者が業務(注2)に従事中の偶然な事故によりケガなどを被ったことについて、貴社や貴社の役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、損害賠償金および費用保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次の①から③までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。 ①政府労災により給付される金額 ②自賠責保険などにより支払われるべき金額 ③災害補償規程などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額
⑦脳・心疾患等補償特約	政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」についても補償する特約です。 ※ 補償対象者のうち、政府労災に加入している方(特別加入を含みます。)が補償の対象となります。
⑧雇用慣行賠償責任補償特約	以下の①から⑦までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額(免責金額)10万円が適用されます。) ① 雇用上の差別 ② 不当解雇 ③ セクシャルハラスメント(注) ④ マタニティーハラスメント(注) ⑤ パワーハラスメント(注) ⑥ ケアハラスメント(注) ⑦ モラルハラスメント(注) (注) 具体的な行動や発言を行った被保険者個人に損害賠償請求がなされた場合は、お支払いの対象とはなりません。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2) 追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務とします。

※業務中災害補償制度ご加入検討にあたって

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

特約の概要

特約の名称	
保険金支払に関する特約	保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。

用語の説明

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎりです。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。ただし、追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎりです。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止または大動脈解離などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

【ご加入にあたっての注意】

ご契約にあたっては次の点にご注意ください。	
貴社において災害補償規程などを制定済みの場合には…	災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において災害補償規程などを制定していない場合には…	①企業が補償を行いたいと考える契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ②この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

保険金の種類①から⑥まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者または補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 補償対象者の犯罪行為、闘争行為によるケガ
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガ
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山用具を使用するもの)、ポプスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガ
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガ
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガ
- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないもの
- 補償対象者の病気(業務上の症状を除きます。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置
など

保険金の種類⑥に適用される事由

- 被保険者と同居および家計を共にする親族に対して負担する損害賠償責任
- 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被る損害
- 労働基準法第76条第1項による補償対象期間の最初の3日間までの休業に対する損害賠償責任
- 日本国外の裁判所に提起された訴訟
など

メニュー⑤取引あんしん補償制度固有のあらまし

お支払いする保険金の内容

次のいずれかの事故により貴社が被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかの事故が発生したと認められる時点において、その事故にかかる債務者に対して有する債権の合計額(注1)が10万円以上である場合にかぎり、
なお、保険金のご請求にあたっては、債権債務関係の有無や契約期間・締め日・弁済期日などを証明する書類をご提出いただく必要があります。

倒産事故	債務者が次のいずれかの事由により貴社に対して負担する債務を履行できないことをいいます。 ① 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったこと ② 債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと ③ 債務者の財産に対して強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと ④ 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたことまたは財産の分離の請求がなされたこと ⑤ 債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1か年間を経過してもその債務者の生存が確かめられないこと
入金遅延事故	債務者が、貴社に対する債務の一部または全部を履行せず、その弁済期日(注2)から1か月を経過したこと

保険期間と保険金を支払う場合の関係

- 保険期間中に倒産事故または入金遅延事故が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。なお、事故の発生については、その発生時刻にかかわらずその日の午後4時に発生したものとみなします。
- 上記にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の初日より前に発生した債権(注4)にかかる事故に対しては保険金を支払いません。
- この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする有効な継続契約がある場合で、この保険契約の保険期間の末日に事故が発生したときは、その継続契約において保険責任が発生し、この保険契約においては保険責任が発生しないものとします。

対象となる債権および債務者の範囲

- この特約において対象となる債権は、商品等の取引に関する契約に基づき貴社が債務者に対して有する債権とします。ただし、次の①から④までのすべてを満たすものにかぎります。
 - ① 債務者にとって代金等に関する債務（注 5）に該当する（注 6）ものであり、その決済に日本円以外のものを使用しない取引であること
 - ② 債務者にとって違約金等の債務（注 7）に該当していないこと
 - ③ 債権の発生時点からその債務者による弁済期日までの期間が1年以内であること。なお、債務の弁済期日が客観的に確認できない場合は、商品等の取引に関する契約の解除日を債務の弁済期日とみなします。ただし、その解除日が書面により明示できる場合にかぎります。
 - ④ 債務の弁済期日が、初年度契約の保険期間の初日ではない取引であること
- 次のいずれかに該当する契約に基づく債権については、この特約の対象には含みません。
 - ① 次のいずれかのものを商品等とする契約
 - ア. 現金、小切手、手形または有価証券
 - イ. 貴金属、宝玉石または宝石
 - ② デリバティブ取引に関する契約
 - ③ 建物売買契約、土地売買契約およびこれらに付随する契約
 - ④ 融資契約または金銭消費貸借契約
 - ⑤ フランチャイズ契約
 - ⑥ 債務保証契約
 - ⑦ 1年を超える契約期間の割賦販売契約
 - ⑧ 1年を超える契約期間の賃貸借契約
 - ⑨ 1年以下の契約期間の賃貸借契約で、契約期間満了時に契約者間の反対意思のないかぎり自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている契約
 - ⑩ 各種法令等に違反する契約
 - ⑪ 一般的な商慣習に照らし合わせて、一方の当事者に対して著しく不利益を生じさせるような契約
- この保険契約の締結時（注 8）、債権の発生時点または事故発生時のいずれかのときにおいて次のいずれかに該当する債務者に対する債権については、商取引ユニットの対象となる債権には含みません。ただし、①から⑤までの者については、貴社がその債務者に対して、経営によらず影響力を明らかに有していないと判断される場合を除きます。
 - ① 貴社の親会社、子会社および関連会社（注 9）
 - ② 貴社と同一の連結財務諸表の対象となるグループ会社（注 10）
 - ③ 貴社が役員を派遣している法人および役員の兼務がある法人
 - ④ ①から③までに定める法人が役員を派遣している法人および役員の兼務がある法人
 - ⑤ 貴社の役員が過半数を超える議決権を有する法人
 - ⑥ 貴社または①から⑤までのいずれかに該当する法人が、何らかの方法で支援を行っている法人または個人事業主
 - ⑦ 貴社の役員またはその3親等以内の親族が、役員または個人事業主である貴社以外の法人または個人事業主
 - ⑧ 国もしくは国に準ずる機関または地方公共団体もしくは地方公共団体に準ずる機関
 - ⑨ 日本の法令に準拠して設立された法人または日本国内に住所を有する個人事業主のいずれにも該当しない者
 - ⑩ 貴社を被保険者とする取引信用保険契約を損保ジャパンと締結している場合で、その保険契約において保険金の支払い対象となる債務者。なお、その保険契約において債務者として記名されていると否とを問いません。

債権発生日（債権の発生時点）

商品等の取引に関する契約の種類ごとに以下のとおりです。

商品等の取引に関する契約の種類	債権の発生時点
① 売買契約または売買委託契約	商品等が販売された時
② 委託または③以外の請負契約	役務の提供が完了した時
③ 建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の請負契約	貴社の行う一部または全部の業務について、完工（注 11）し、貴社が請求書（注 12）を発行した時
④ 賃貸借契約	締め日が到来した時
⑤ 立替払契約	金銭を立替えた時

保険金のお支払額

(1) お支払いする保険金および支払限度額

お支払いする 保険金の内容	貴社との日本国内における商品等の取引先が、貴社に対して負担する販売代金等の債務を履行しないことにより、貴社が被る損害に対して保険金をお支払いします。
保険金請求回数（注 13）	保険金のご請求は、保険期間中に10回まで行うことができます。
支払限度額	1債務者あたり、ご契約時に設定した商取引ユニットの支払限度額。ただし、保険期間を通じてその額の10倍の額が限度となります。

(2) 損害額の算出方法

次の算式により算出した損害の額（注 14）を、保険金の額として支払います。

事故発生時の未回収債権額

- － 反対債務額（注 15）×事故発生時の未回収債権額÷全債権総額（注 16）
- － 事故発生日以降、貴社が回収した金額から回収のために要した費用を控除した額
- － 事故発生日以降、未回収債権につき弁済を受けた金額

他の保険契約等がある場合の保険金のお支払額

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注 17）の合計額が損害の額（注 18）を超過するときは、損保ジャパンは、損害の額について、それぞれの支払責任額の合計額に対するこの保険契約による支払責任額の割合によって保険金を支払います。
- 他の事業活動総合保険契約がある場合で、それぞれの支払責任額の合計額が最高支払限度額（注 20）を超過するときは、損保ジャパンは、最高支払限度額または損害の額のいずれか低い額を、それぞれの支払責任額の合計額に対するこの保険契約による支払責任額の割合によって保険金を支払います。

- (注 1) その事故にかかる債務者に対して貴社が有する債権の合計額は、この特約で対象となる債権を合計した額をいい、それぞれの債権の額には遅延損害金の額は含めないものとします。
- (注 2) 期日を延期した場合(注 3)であっても、延期前の期日を弁済期日とみなします。
- (注 3) 弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを含みます。
- (注 4) 債権の発生時点が、保険期間の初日より前にある債権をいいます。(P.18「対象となる契約(取引)」の⑥に該当する契約にかかる債権の場合は、債権の発生時点および商品等の取引に関する契約の締結日が共に保険期間の初日より前にある債権をいうものとします。)
- (注 5) 商品等の取引に関する契約に基づき発生した債務をいいます。ただし、債務の履行地が日本国内のものであって、日本法に準拠し、日本の裁判所の管轄権に属するものにかぎるものとし、商品等に付随する運賃・送料等を含み、前受金の返還債務および違約金等の債務(注 7)は含みません。
- (注 6) 代金等に関する債務に該当することが合理的に判断できる場合を含みます。
- (注 7) 次のいずれかの結果として債務者に発生する債務をいい、商品等の取引に関する契約におけるキャンセル料金、損害賠償金および違約金ならびに賃貸借契約等における賃借物の不返却の場合の買取費用等(名称を問いません。)を含みます。
- ① 債務者が商品等の取引に関する契約における義務を履行しないこと
 - ② 債務者が商品等の取引に関する契約の約定事項に違反したこと
- (注 8) この保険契約の契約内容の変更手続き時を含みます。
- (注 9) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の定めに従います。
- (注 10) 連結財務諸表提出会社およびその連結子会社ならびに持分法が適用される非連結子会社および関連会社をいいます。
- (注 11) 債務者による出来高の認定または検収の完了をいいます。

- (注 12) 債務者による出来高の認定または検収の完了のうち、いずれか早い日から1か月以内に発行されたものにかぎります。
- (注 13) 次に該当する場合は、それぞれ以下の定めに従って事故の回数を数えます。
- ・入金遅延事故が発生したあと、倒産事故に該当した場合、その入金遅延事故および倒産事故を同一の事故とみなし、入金遅延事故が発生した時点において1回の事故が発生したものと数えます。
 - ・貴社が保険金の内払いの請求をした場合、内払の回数は数えず、内払が無かったものとして事故の回数を数えます。
 - ・保険金の額に達するまで回収金を損保ジャパンに対して支払った場合、回数に含めません。
- (注 14) 事故発生日までの遅延利息を含みません。
- (注 15) 事故発生時において貴社が債務者に対して負う債務の額をいいます。
- (注 16) 事故発生時において貴社が債務者に対して有する債権の総額をいいます。(事故発生時の未回収債権額および保険金支払の対象とならない債権を含みます。)
- (注 17) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下、同様とします。
- (注 18) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(注 19)の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とし、それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い割合をその額に乘じた額とします。
- (注 19) 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
- (注 20) この保険契約および他の事業活動総合保険契約のうち、最も高額で設定された1債務者あたりの支払限度額を指します。以下、同様とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかの事由により記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① ご契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。なお、直接であると間接であるとを問わず、次のア、およびイ、の場合を含みます。
 - ア. ご契約者または記名被保険者が、債務者または第三者と共謀して事故を発生させた場合
 - イ. 事故の発生について、ご契約者または記名被保険者が加担している場合
 - ② 商品等の瑕疵(かし)
 - ③ 事故および債務不履行発生時の義務を十分に履行しなかったこと
- 次のいずれかの事象により発生した社会的または経済的混乱によって生じた事故およびその事故により記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動
 - ② 地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風またはこれらに類似の事象
 - ③ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事象
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ テロ行為またはその結果生じた事象
 - ⑥ サイバー攻撃等またはその結果として生じた事象
- 次のいずれかの事故により発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 記名被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と商品等の取引に関する契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた事故
 - ② 債権の不存在、無効、取消、相殺等の抗弁事由を含む瑕疵(かし)のある債権または紛争の対象となっている債権に生じた事故
- 次のいずれかに該当する事実がある場合または次のいずれかに該当することを記名被保険者が認識している場合(注 1)において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 債務者が、保険期間中に倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。ただし、次のア. からイ. までの間に代金等の回収があり、不履行となった債務の全額が弁済された場合は、その弁済が完了した日以降の期間については、その事故は発生しなかったものとみなします。

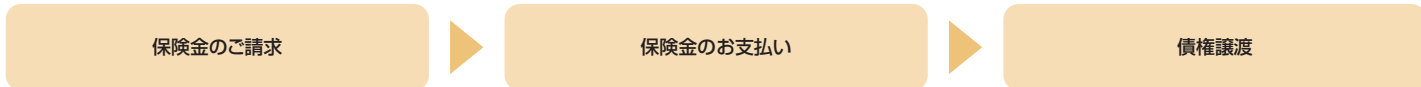
- ア. 事故が発生した時
 - イ. 損保ジャパンが、記名被保険者から譲渡された事故にかかる権利の行使を開始した時
- ② この保険契約の保険期間の開始日直前 12 か月間に、債務者が倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。ただし、それらの事故は商品等に関する取引に関するものであるか否かを問いません。なお、その事故によって不履行となった債務に対して、この保険契約の保険期間の開始日より前に債務者が全額を弁済した場合は、その事故は発生しなかったものとみなします。
 - ③ この保険契約が初年度契約である場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者に対して債務不履行を発生させていること。ただし、その債務不履行は、商品等に関する取引に関するものであるか否かを問いません。
 - ④ この保険契約が初年度契約である場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者以外の者に対して債務不履行を発生させていること。ただし、記名被保険者がその債務不履行を知りえない場合は、この規定は適用しません。
 - ⑤ この保険契約の保険期間の開始日直前 12 か月間に、債務者からの通告等により手形等の弁済期日を延長したことがあること。ただし、その行為が商品等に関する取引に関するものであるか否かを問いません。なお、その手形等について、この保険契約の保険期間の開始日より前に債務者が全額を支払った場合は、この規定は適用しません。
 - ⑥ 債務者に代金支払能力がないこと。ただし、記名被保険者がそのことを知りえない場合は、この規定は適用しません。
- 債務者が次のいずれかに該当する場合において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは、重過失に該当する場合にかぎります。
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(注 1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

事故が起きた場合の取り扱い（取引あんしん補償制度固有）

事故時の流れ

貴社から損保ジャパンに保険金をご請求いただけます。保険金をお受け取りいただいた後、貴社から損保ジャパンに債権を譲渡いただけます。



保険金をご請求いただくに際してご理解いただきたいこと

商取引ユニットは、保険金のご請求時および保険金のお支払い後、貴社にご協力いただく事項が多くあります。具体的にご対応いただく事項は下表の通りです。下表の内容をご同意いただけない場合は、保険金をお支払いできない可能性があります。

① 損害発生防止義務	損害等の発生防止のために、合理的な手段および頻度で債務者へ督促等を行っていただきます。 ※ 場合によっては、損保ジャパンからその督促等に関する状況をお伺いしたり、資料の提出をお願いすることがございます。また、損保ジャパンから債務者に連絡して状況確認させていただくこともあります。その際は、別途、ご相談させていただきます。
② 担保権の行使	貴社が債権保全のために確保している担保等（ファクタリング等）がありましたら、権利を行使いただけます。内払いの場合は、ただちに権利を行使いただく必要がない場合もあります。
③ 回収金の支払義務	債権譲渡手続きが完了するまでの間に貴社が債務者から代金等を回収した場合、その回収金を損保ジャパンにお支払いいただく必要があります。 ※ 回収金がありながら損保ジャパンへのお支払いがないことが判明した場合、貴社の財産（回収金相当額）に対して強制執行の申し立てを行う可能性があります。
④ 回収金が無い場合の手続き	③の回収金のお支払いがない場合、損保ジャパンが債務者へ求償行為を行います。また、必要に応じて債務者の財産（保険金相当額）に対して強制執行の申し立てを行います。
⑤ 求償に係わる協力義務	債権譲渡の手続き等を速やかに実施することについて、損保ジャパンにご協力いただく必要があります。
⑥ 保険金の返還が必要な場合	損保ジャパンが保険金をお支払いした後、本来保険金をお支払いできない事実が判明した場合（注2）、ただちにお受け取りした保険金を損保ジャパンにご返金いただく必要があります。 ※ ただちにご返金いただけない場合、貴社の財産（回収金相当額）に対して強制執行の申し立てを行う可能性があります。

保険金の内払（入金遅延事故のみ）

- 債務者との取引関係を継続させること等を理由として、貴社は債務者に対する全債権のうち、特定（注3）の債権にかかる損害に対する保険金について、他の債権に先行して損保ジャパンに請求することができます。
ただし、次のすべてを満たす場合にかぎります。
 - ① 入金遅延事故が発生したこと
 - ② 入金遅延事故が発生した時点において、弁済期日を延期した債権（注4）がないこと
 - ③ 内払いを行うことが貴社と債務者との間で締結されている商品等の取引に関する契約に反していないこと
- 内払いを行った場合、損保ジャパンは内払いする保険金にかかる債権について入金遅延の事故日から2か月間は求償権を行使しないこととします。また、内払いを行うかどうかについては、貴社が選択することができます。
- 内払いを行わずに、入金遅延事故が発生した時点でその取引先との間に存在する全ての債権（この保険で対象になるものにかぎります。）について保険金請求いただく場合、上記の猶予はありません。（保険金支払い後、ただちに取引先に対する求償手続きを開始します。）

債権譲渡

保険金お支払い後に損保ジャパンから債務者に求償を行うため、貴社から損保ジャパンに債権を譲渡いただけます。債権譲渡のお手続きとして、貴社には以下の書類をご準備いただけます。

- 債権譲渡証書 ● 債権移転届 ● 債権譲渡通知書（写） ● 郵便物配達証明書（写） など

（注2）P.32の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当することが判明した場合などをいいます。詳しくは、P.32 および、普通保険約款・各特約をご覧ください。
（注3）当該債権にかかる請求書が既に複数発行されている場合に、請求書ごとにそのうちのいくつかを指定することをいいます。
（注4）弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを行った債権を含みます。

メニュー⑤ 取引あんしん補償制度 事業活動総合保険マルチリスクプラン（休業ユニット※供給先占有物件のみ補償特約）について

保険金をお支払いする主な場合

①～⑨の事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

No.	事故の種類	No.	事故の種類
①	火災、落雷、破裂、爆発	⑥	盗聴
②	風災・雹災・雪災	⑦	水災
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	⑧	電氣的事故・機械的事故
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	⑨	その他の不測かつ突発的な事故（注4）
⑤	騒擾、労働争議など		

- ：事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。
- ：事故発生日の翌日分から休業損失をお支払いします。営業継続費用は当日分からお支払いします。）

対象物件について

記名被保険者の供給先（注1）が日本国内で占有する財物にかぎります。
記名被保険者自らが所有・使用・管理・占有する財物が罹災したことによる損害は補償対象外となりますのでご注意ください。

（注1）商品・製品等を直接記名被保険者より受け入れる者をいいます。記名被保険者が行う物流業務（注2）に起因する事故については、これに荷主を含めます。
ただし、記名被保険者よりサービスの提供を受ける者は含まれません。サービス（工事請負契約、リース・レンタル契約など）の役務を提供する先や、取引の仲介を行う商社等は供給先とはみなしません。
したがって、リース・レンタル先は供給先とはみなしませんのでご注意ください。
（注2）物流業務に起因する事故の場合は、荷主が日本国内で占有する財物が損害を受け、貨物運送が中止された結果生じた損失等にかぎりお支払いします。

ご注意

対象物件にならない物

- 自動車 ● 船舶 ● 航空機 ● 動物・植物(注3) ● 貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など
- 工事業務固有
 - 工事の目的物 ● 工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物 ● 仮設される電気配線、配管、照明設備などの工所用仮設物 ● 仮設現場事務所、仮設倉庫などの工所用仮設建物およびこれらに収容されている什じゅう器・備品 ● 工所用材料
 - 工所用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材) ● 工所用仮設備および工所用機械器具ならびにこれらの部品 など

お支払いする保険金の内容

No.	事故の種類	支払限度額
①休業損失保険金	てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用(注5)の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします(注6)。	Aコース：100万円 Bコース：200万円
②営業継続費用保険金	記名被保険者が営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用をお支払いします。(注8)	Aコース：100万円 Bコース：200万円

(注3) 動物・植物が商品・製品等である場合は対象物件に含まれます。

(注4) 対象物件が損害を受けたこと以外による営業の休止または阻害(食中毒・感染症による汚染、ユーティリティの中断など)は補償対象外です。

(注5) 標準売上高(注7)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。

(注6) 保険金のお支払対象となるてん補期間は12か月までとなります。

(注7) 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。

(注8) 保険金のお支払対象となる復旧期間は12か月までとなります。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者などの倒産
- 直接であると間接であるとを問わず対象物件がサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等。 など

■ 対象物件である商品・製品等に生じた次の損害

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみが生じた損害 など

■ 対象物件に生じた次の損害

- 次の①から③の財物に生じた風災・雹ひょう災・雪災の事故により生じた損害
 - ① ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什じゅう器等および商品・製品等
 - ② 建築中の屋外設備・装置
 - ③ 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板(注1)、自動販売機および収容される商品の損害
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害(注2)を除きます。 など

■ 次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

■ 設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみが生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹ひょうもしくは砂塵じんの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害 など

■ 上記以外の事由

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業に対する妨害行為による食中毒の発生 など

(注1) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に付加した看板の損害は補償します。

(注2) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

メニュー①、②、⑤ 2024年度証券番号	保険種類	証券番号
総合賠償制度	賠償責任保険	一括払 7106033568 分割払 7106033569
業務中災害補償制度	事業活動総合保険	9802958283
取引あんしん補償制度	事業活動総合保険	9802958290

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

お問合せ先

●取扱幹事代理店 **株式会社ワイズマン 東京支店**
〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1-4-1 内山ビル2F
TEL：03-5623-6455 FAX：03-5623-6488
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第一課**
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-3322 FAX 03-6388-0155

取扱代理店

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。